

第二十八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき、とも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のよ
うに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>ニ 算定告示別表の3の注1の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 新規にサービス等利用計画(法第五条第二十三項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等(法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)に対して指定サービス利用支援(同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。)を行った場合</p> <p>ロ (略)</p> <p>四〇十二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>ニ 算定告示別表の3の注1の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 新規にサービス等利用計画(法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等(法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)に対して指定サービス利用支援(同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。)を行った場合</p> <p>ロ (略)</p> <p>四〇十二 (略)</p>